

ハトス

第卅一條 本組合ノ支店ハ聯合員三十名以上ヲ以テ組織スルヲ

第二章 支 店

第卅二條 支店會費及人會金ハ一四〇〇〇トシテ組織ス

第卅三條 支店ノ組織ハ本組合ノ規則ニ依リテ

第卅四條 本組合ノ組織ハ本組合ノ規則ニ依リテ

第卅五條 本組合ノ組織ハ本組合ノ規則ニ依リテ

第卅六條 本組合ノ組織ハ本組合ノ規則ニ依リテ

第三章 規 則

第卅七條 本組合ノ規則ハ本組合ノ規則ニ依リテ

第卅八條 本組合ノ規則ハ本組合ノ規則ニ依リテ

第卅九條 本組合ノ規則ハ本組合ノ規則ニ依リテ

第卅十條 本組合ノ規則ハ本組合ノ規則ニ依リテ

第卅十一條 本組合ノ規則ハ本組合ノ規則ニ依リテ

財團法人協同會大阪支所

第卅二條 本組合支部ノ規約ハ本部規約ニ反セザル範圍内ニ於

テ之ヲ定メ理事會ノ承認ヲ要スルモノトス

第八章 附 則

第卅三條 本組合ニ顧問及相談役ヲ置ク事ヲ得

第卅四條 本規約ハ大會ニ於テ出席者ノ五分ノ三以上ノ賛同ア

ルニ非ザレバ之ヲ變更スル事ヲ得ズ

第卅五條 本規約ハ昭和四年九月 日ヨリ實施ス